

2024年11月26日
株式会社 山梨中央銀行



株式会社Mr. Dreamに対して 「山梨中銀ポジティブ・インパクト・ファイナンス」を実行しました

株式会社山梨中央銀行（頭取 古屋 賀章）は本日、株式会社Mr. Dream（代表取締役社長 相川 玲央奈ステファン）に対して、「山梨中銀ポジティブ・インパクト・ファイナンス」を実行いたしました。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」は、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与える変化や影響を包括的・定量的に分析し、特定されたポジティブなインパクト（プラスの貢献）の向上とネガティブなインパクト（マイナスの影響）の緩和・低減に向けたお客さまの事業（取組み）を支援する融資商品です。当行は、SDGsの実現と地域課題の解決を目指す取組みの一環として、本商品を取り扱っております。

当行は、本商品を実行するに当たって、同社の企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価いたしました。なお、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」としての適合性については、株式会社日本格付研究所（JCR）からセカンドオピニオン（別添）を取得しております。

当行は、今後もお客さまの多様な資金調達ニーズにお応えするとともに、地域全体でのSDGs達成に向けた持続可能な地域社会づくりなどに、一層積極的に取り組んでまいります。

1. 本件の概要

契約締結日	2024年11月26日	
契約先	会社名	株式会社Mr. Dream
	所在地	山梨県甲府市西下条 1000-8
	代表者	代表取締役 相川 玲央奈ステファン
	事業内容	太陽光発電設計設置工事業
融資額	127 百万円	
資金用途	事業資金	
セカンドオピニオン	株式会社日本格付研究所（JCR）	

2. 特定インパクトと測定する KPI

	テーマ	目標/KPI	関連 SDG s
環境面	サーキュラー型エコノミーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度までに当社が管理する太陽光発電所の発電容量を現在の 15MW から 30MW まで拡大させる 	 
社会面	ワークライフバランスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度まで年間休日 120 日以上取得 100%の維持、また 2027 年度までに新たな休暇制度の創設 ・2030 年度までに 5 名の新規採用の実施 	 
経済面	太陽光発電システムの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度までに当社がシステム設計し施工を行う太陽光発電所の発電容量を現在の 30MW から 50MW まで拡大させる 	 

以上

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：株式会社Mr. Dream



2024年11月26日

山梨中央銀行

目 次

《要約》	3
企業概要	4
1. 事業概要	5
1-1 事業概況	
1-2 経営理念	
1-3 業界動向	
1-4 地域課題との関連性	
2. サステナビリティ活動	12
2-1 環境面、経済面での活動	
2-2 社会面での活動	
2-3 社会面、経済面での活動	
3. 包括的分析	18
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	
3-2 個別要因を加味したインパクトエリア／トピックの特定	
3-3 特定されたインパクトエリア／トピックとサステナビリティ活動の関連性	
3-4 インパクトエリア／トピックの特定方法	
4. KPI の設定	23
4-1 環境面	
4-2 社会面	
4-3 経済面	
4-4 インパクトとして特定しているものの KPI を設定しないもの	
5. 地域経済に与える波及効果の測定	27
6. マネジメント体制	27
7. モニタリングの頻度と方法	27

山梨中央銀行は株式会社Mr.Dream（以下、当社）に対して、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、当社の企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」およびESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的な考え方」に則った上で、中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業・会社法の定義する大企業以外の企業

<要約>

- ・当社は太陽光発電システムのシステム設計から施工管理、メンテナンスや発電所の運営などを手掛ける再生可能エネルギーを中心としたエネルギー創出企業である。
- ・当社の事業は政府の掲げるカーボンニュートラルに大きく貢献するとともに、様々なエネルギーの在り方を提案することで今後の「未来の生活をデザイン」していくことを目標として掲げている。再生可能エネルギーの創出に使命感を持ち、今後、訪れるカーボンニュートラルの世の中の先導役としてその役割が大いに期待される企業である。

なお、本評価書において、当社のサステナビリティ活動を分析した結果、ポジティブ・インパクトとして「エネルギー」、「住居」、「教育」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」、「気候の安定性」、「資源強度」、「廃棄物」が抽出され、ネガティブ・インパクトとして「自然災害」、「健康および安全性」、「気候の安定性」、「土壌」、「生物種」、「生息地」が抽出された。

今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金 額	127,000,000 円
資 金 使 途	事業資金
モニタリング期間	7年

企業概要

企 業 名	株式会社Mr. Dream
所 在 地	〒400-0054 山梨県甲府市西下条 1000-8
社 員 数	6名（2024年9月現在）
資 本 金	300万円
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none">・産業用、住宅用太陽光発電所設置事業・オール電化製品の施工・販売事業・エネルギーコンサルティング事業・再生可能エネルギー投資事業・O&M（オペレーション&メンテナンス）事業
許認可・登録・免許	<ul style="list-style-type: none">・一般建設業 山梨県知事許可（般-30）第10233号・電気工事士2種免許・二級太陽光発電設備保全技術者・取扱い各メーカー認定施工ID・山梨県経営革新計画 新経第709号 令和元年8月26日 「ソーラーシェアリングを活用した『マイクログリッド網の構築』」にて計画の認定を取得
所 属 団 体	笛吹市商工会
沿 革	<ul style="list-style-type: none">・2011年 代表取締役が大学在学中に起業・2013年 政府による固定価格買い取り制度（FIT制度）開始により受注増加 相模原に事業所を開設。 自社保有の太陽光発電所事業も開始・2020年 代表取締役出身地である山梨県笛吹市に本社移転・2021年 笛吹市より甲府市に本社を移転

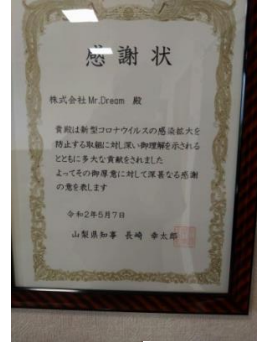
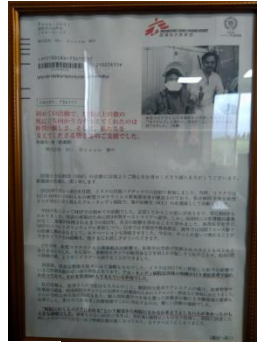
<本社事務所>

<各所からの感謝状>

<山梨県経営革新計画承認書>



当社外観（屋根には太陽光パネル設置）



当社本社内の掲示より画像利用

1. 事業概要

1-1 事業概況

- ・当社は再生可能エネルギー事業を中心に「発電から、電力の供給まで」様々な事業を自社で取り扱うエネルギー創出企業である。
- ・主要事業として太陽光発電設備におけるシステム設計と施工管理を実施しており、現在までに当社が手掛けた太陽光発電所の設計施工実績は、住宅用から産業用を含めて 800 件を超えており、その発電容量の合計は 2024 年 9 月末現在 30MW となっている。

また、次世代の再生可能エネルギーの形の一つとして、住宅用蓄電池やエコカーの優れた活用方法である「V2H (vehicle to home) の取り扱うほか、ソーラーシェアリングから蓄電池を交えたシステム提案やリパワリングに関する取り組みなど太陽光発電システムや設備における総合コンサルティング事業を展開している。

【太陽光発電事業】

- ・住宅用太陽光発電から産業用太陽光発電まで、また規模も大型でパワフルなメガソーラーから、余剰スペースを有効に活用する中小規模の高圧発電所、50kW 未満の低圧発電所まで様々な太陽光発電のシステムの設計から施工管理までを行う。



当社提供：当社の施工実例

【ソーラーシェアリング】

- ・ 農業と太陽光発電所を両立させるソーラーシェアリングの普及にも力を入れており、一箇所の土地で農作物とエネルギーを生産する、これからの農地活用にも貢献している。



当社提供：当社の施工実例

【太陽光発電所リパワリング事業】

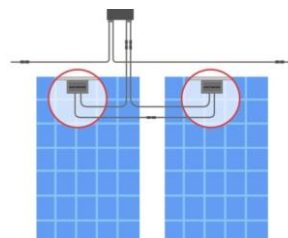
- ・ 太陽光発電所は設備の経年劣化等を要因に発電不良や発電効率低下といった問題が顕在化している。特に売電事業を目的とした太陽光発電所の所有者やその投資家にとって、発電量の低下は収益の減少に直結するため、発電所の発電量は所有者と投資家の両者にとって共通課題であり、その維持に対する強いニーズがある。
- ・ 当社ではその解決策の一つとして、リパワリング^{※2}に着目し、自社による発電所での試験導入を行い、発電所開設後、相応の時間が経過した発電設備において10%以上の発電量増加を確認している。
- ・ なお、太陽光発電によるリパワリングについては、スマートエネルギー技術の世界的リーダーであるSolar edge社が提唱したサービスであり、当社では日本法人であるソーラーエッジテクノロジージャパン株式会社と共同にて、当社所有の太陽光発電所で実証を重ねてきた背景があり、リパワリングの先駆けと認知されている。
- ・ 当社においても、リパワリングを推奨することによって、発電設備を新設又は総入替することを経ずに、部分的な設備の入替などによって、既存発電設備の有効かつ効率的な利用を実現することができる。当社は、これらの取り組みによって、再生可能エネルギーによる循環型社会の実現に貢献する方針である。

※2 経年劣化している太陽光発電設備の主要機器の交換や追加モジュールの取り付けなどにより発電量や発電効率を向上させることをいう。英語での直訳では「再発電」を意味する。

<パワー最適化とパワーコンディショナ>



<ストリング構成の効率化>



当社ホームページより「機器によるリパワリング」

【O & M事業】

- ・太陽光発電所は設置して終了ではなく、設置後の発電所が「持続して機能する」ための管理業務とメンテナンス事業を展開している。遠隔管理システムの導入による監視、有事の際のメンテナンスから、アクシデントを未然に防ぐための対処や対策も講じている。
また発電所の景観や熱による発電効率の悪化を防ぐために除草なども業務として実施している。

【自社発電所開発事業】

- ・当社では再生可能エネルギーの普及推進に向け、様々なタイプの太陽光発電所を自社で開発・設置している。日々生まれてくる太陽光発電システムの新技術や周辺機器の有効性を、まずは自社で確認したうえで、その実績をもとに取引先への提案を実施している。

<自社発電所一覧>

発電所名	所在	容量
下黒沢発電所	山梨県北杜市高根町	220.0kW
清里発電所	山梨県北杜市高根町	247.5kW
白州発電所（高圧）	山梨県北杜市白州町	499.0kW
旭町発電所	山梨県韮崎市旭町	198.4Kw
日野春発電所	山梨県北杜市長坂町	49.5kW
右左口発電所	山梨県甲府市右左口町	49.5kW
武川発電所	山梨県北杜市武川町	44.0kW
榎原発電所	山梨県南アルプス市榎原	99.0kW
旭町上条発電所	山梨県韮崎市旭町	149.5kW
身延発電所	山梨県身延町	150.0kW
旭町発電所②	山梨県韮崎市旭町	49.5kW
明野発電所	山梨県北杜市明野町	495.0kW
発電所容量合計（2024年9月末現在）		2,250.9kW

<所有発電所の一例：上空からの写真>



<所有発電所の一例：横からの写真>



当社提供：当社の施工事例

1-2 経営理念

- ・当社では、「未来の生活をデザインする」をモットーに太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー創出と普及を目的に活動している。太陽光発電は「新しい発電方法」から「身近な発電方法」へと変化し、その中で「無理なく、無駄なく、確実に」稼働する発電所としての役割が求められている。
- ・当社では顧客に太陽光発電システムを提案する前提として、自社で様々な発電所を所有し、実績とノウハウをもとに管理やメンテナンス事業にも注力している。
- ・再生可能エネルギーの力にて、山梨の未来を明るくするため発電から電力の供給までを扱うエネルギー創出企業として、事業で培った知識と最新の技術を合わせることで「未来の生活をデザインする」を実践している。

1-3 業界動向

<太陽光発電事業の業界動向と今後の見通し>

- ・太陽光発電事業は、再生可能エネルギーの中でも最も成長している分野と言える。技術の進歩と設備コストの低下が進んできたほか、最近では、政府による政策実行や規制導入によって太陽光発電の普及が急速に進んでいる
 - ・閣議決定され経済産業省で公表された第6次エネルギー基本計画では、「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、(中略)再生可能エネルギーに関しては、S+3E^{※3}を大前提に、2050年における主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む。」とあり、太陽光発電については再生可能エネルギーの主力として、2019年度の電源構成に占める割合6.7% (約61GW)を2030年度には14~16% (103.5~117.6GW)まで引き上げる計画としている。
- ※3 S+3E: 安全性 (Safety) および自給率 (Energy Security) と経済効率性 (Economic Efficiency) と環境適合 (Environment) のこと。
- ・第6次エネルギー基本計画を踏まえて、経済産業省が2023年5月に開催した「第8回再エネ設備の適正な導入および管理のあり方に関する検討会」においては「国と地域に求められるエネルギーを、地域と共に創り、地域社会との調和・共生・連携を図ることで、太陽光発電が国と地域に大きな便益をもたらす自立した主力エネルギー」を目指すとしている。
 - ・日本を含む多くの国や地域では、太陽光発電システムをスマートグリッド^{※4}に接続することが可能であり、余剰電力を売電することができる体制が構築されている。

※4 スマートグリッド: 電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し最適化出来る送電網を指す

- 日本では電力料金の高騰も重なったことより、太陽光発電システムにより発電された電力の売電収入を得るモデルに加え、発電された電力を自身で利用する自家消費型モデルが増加しており、今後ますますの増加が見込まれる。

	2011年度	2020年度		2030年度エネルギーミックス	
再エネの 電源構成比 発電能力量・億kWh 設備容量・GW	10.4% (1,131億kWh)	19.8% (1,983億kWh)		36-38% (3,360-3,530億kWh)	
太陽光	0.4%	7.9%		14-16%程度	
		61.6GW	791億kWh	104~118GW	1,290~1,460億kWh
風力	0.4%	0.9%		5%程度	
		4.5GW	90億kWh	23.6GW	510億kWh
水力	7.8%	7.8%		11%程度	
		50GW	784億kWh	50.7GW	980億kWh
地熱	0.2%	0.3%		1%程度	
		0.6GW	30億kWh	1.5GW	110億kWh
バイオマス	1.5%	2.9%		5%程度	
		5.0GW	288億kWh	8.0GW	470億kWh

「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理の在り方に関する検討会」資料のより抜粋

<電気工事業の業界動向と今後の見通し>

- 電気工事業は建設業界と密接に関連しており、建設やリフォームの需要に大きく左右され、都市部の開発やインフラの改修、底堅い住宅需要などが電気工事業の受注高を支えている。最近においては再生可能エネルギーの普及などが受注高の成長要因ともなっている。またスマートホームやスマートビルディング、電気自動車の普及に伴う充電スタンドの設置需要の増加もみられるが、政府の再生可能エネルギーへの投資推進などの施策が関連していると考えられる。
- 近年の建設業全体では建設資材高騰や慢性的な人材不足が課題となっているが、電気工事業においても同様に配線などを始めとする工事材料などの資材高騰と人材不足が課題となっており、現場における工事進捗遅れや人件費・外注費の単価上昇といった問題も顕在化している。

1 - 4 地域課題との関連性

<山梨県 SDG s 未来都市計画>

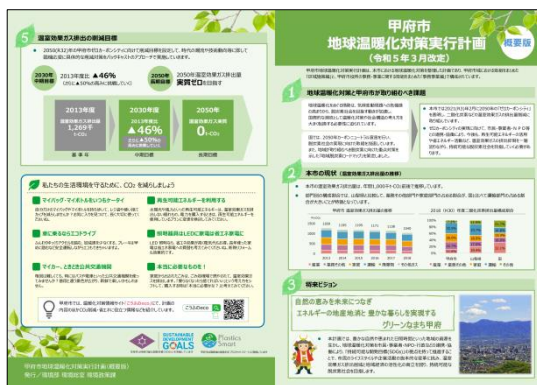
- 山梨県は、国連の持続可能な開発目標（SDG s）の理念に沿ったまちづくりを選定する内閣府の2023年度「SDG s 未来都市」に選定されている。
- 「SDG s 未来都市」の基本方針となる「山梨県 SDG s 未来都市計画」において脱炭素社会の実現による上質な空間の創出を掲げており、具体的には屋根置きなどの自家消費型太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入拡大に加えて、発電された電力の地産地消や省エネルギー化の推進により、クリーンエネルギー中心の経済・社会という産業構造をめざしている。また太陽光発電施設適正化条例の運用により、地球環境を保全し、災害発生を防止することともに、太陽光パネルの大量廃棄時代の到来を見据えた適正処理について検討することで太陽光発電のプロ

セス全体が環境と調和した県政運営を目指している。

- ・当社においても、太陽光発電システムの普及促進に向けた積極的な展開を掲げており、山梨県内における太陽光発電システムの当社施工設備の発電容量を社内におけるK P I に設定するなど、山梨県の同計画に沿った事業運営を行うことで、計画の実現を牽引している。

<甲府市 地球温暖化対策実行計画>

- ・山梨県甲府市は、2021年2月に2050年のゼロカーボンシティの実現を表明し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいる。
- ・甲府市ではゼロカーボンシティの実現に向けて、市民・事業者・N P O等との連携・協働により、今後も再生可能エネルギーの活用や省エネルギー活動など、温室効果ガスの排出抑制を一層図りながら、持続可能な脱炭素社会を目指していく必要があるとしている。
- ・具体的な計画では豊かな自然や恵まれた日照時間といった地域の資源を生かし、地球温暖化対策を「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を持って推進することで、市民のライフスタイルや企業活動の抜本的な変革に挑み、温室効果ガス排出量削減と地域経済の活性化の両立を図り、持続可能な脱炭素社会を目指すとしている。



甲府市 H P : 甲府市地球温暖化対策実行計画概要版

- ・このような中、当社は再生可能エネルギーの普及促進を事業の目的としており、甲府市の同計画と同じ方向を向いて進むと共に、自らもカーボンニュートラルを実践する事業者として取り組んでいる。
- ・SDGs達成に積極的に取り組み、当社独自にSDGs宣言書の公表を行うなど、当社は甲府市が掲げるSDGs、及び地球温暖化対策実行計画の実現に貢献する企業である。

<やまなしSDGs推進企業>

- ・山梨県では、県内企業等の持続可能な開発目標の達成に向けた取組みを促進することにより、企業等の価値の向上などを図るとともに、企業等と協働した地域課題の解決を図る体制を築くことを通じて地方創生の取組みを推進し、持続可能な山梨県を実現するための「やまなしSDGs登録制度」をスタートしている。
- ・企業のSDGs達成に向けた一つ一つの取組みは、山梨県全体が、自然環境や個性、能力を認め合う社会の実現を目指す「多様性」や「包括性」に満ち溢れることにつながり、「持続可能」な「誰一人取り残さない社会」の実現を目指している。
- ・当社は、上記「やまなしSDGs登録制度」の3期登録企業として登録を受けており、「経営理念」、「事業活動」等に基づき、サステナビリティ基本方針を制定し、事業活動を通じて、豊かな社会の実現に貢献することを目指し、SDGsの達成に貢献していく。

具体的には太陽光発電システムのシステム設計、施工を通じて山梨県内における環境負荷の低減（GHGガス排出量の削減、廃棄物の削減や再利用等）を推進することで持続可能な経営の確立を目指している。



山梨県「やまなしSDGs登録制度」ロゴマークと登録証



当社作成SDGs宣言書：当社より提供

2. サステナビリティ活動

当社では以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

2-1 環境面、経済面での活動

<カーボンニュートラル社会実現に向けた貢献>

- ・当社では太陽光発電設備のシステム設計、施工を通じて山梨県内を中心に電力の安定供給を図るとともに、温室効果ガス削減によるカーボンニュートラルの実現に大きく貢献している。
- ・2022年12月の資源エネルギー庁「太陽光発電について」（第78回調達価格等算定委員会資料）によれば、事業用太陽光発電認定量は2013年度の24千MWをピークに2021年度では0.8MWまで減少している。導入量ベースでは2014年度の8.4千MWをピークに2021年度は3.7千MWまで減少している。これにはFIT価格低下による新規認定の減少が影響している。
- ・当社においても産業用太陽光発電設備の設置事業は、ピーク時と比較すれば減少していく見込みではあるものの、今後も太陽光発電設備の設置に積極的に取組むことで、日本政府の第6次エネルギー基本計画に沿ったカーボンニュートラルの実現に貢献していく方針である。

<「山梨県太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」の順守>

- ・当社では山梨県が制定した「山梨県太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」を順守した対応を徹底している。
- ・2012年7月にFIT制度が創設されて以来、日照時間に恵まれた山梨県では太陽光発電設備の導入が急速に進み、それに伴い森林伐採や斜面への設置などによる災害、環境面及び景観等に関する様々な問題が顕在化してきた。これらを背景に太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の全般について地域環境を保全し、又は災害の発生を防止する方法により適切に実施する様に必要な事項を定め、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、太陽光発電事業と地域環境との調和を守るために条例を制定し、事業者の適切な対応を求めている。
- ・特に太陽光発電設備の設置による傾斜地の崩壊等の災害に関しては「設置制限区域」を設定し特段配慮を求めているが、当社は本条例の順守は当然のこととし、さらに当社独自ルールとして、全ての太陽光発電設備について斜面には設置しないことを定めるなど、環境や景観等に関する問題に対して徹底的な対応を行っている。

<太陽光発電所リパワリング事業の推進>

- ・ 当社は設置した太陽光発電所の維持管理として、発電効率の悪化した太陽光発電設備の発電効率向上のため、パネル面の清掃や専用機器の導入による「リパワリング」を積極的に実施している。自社所有する太陽光発電所における実証実績をもとにした運用であり、低下した発電効率の改善に大きく貢献が図られている。
- ・ 既存設備の効率的な運用は、太陽光発電設備におけるパネル部分の製造に利用される化合物系のレアメタルの使用抑制にも繋がる取り組みであり、環境保全においても大きく貢献出来ることから、積極的にリパワリング事業を推進していく方針を打ち出している。

<適正な廃棄物処理業者との連携とサーキュラーエコノミーの実践>

- ・ 一般的に太陽光発電パネルの寿命は 25 年から 30 年とされており、2000 年代に設置された大量のパネルが順次、寿命を迎えることになる。新エネルギー・産業技術総合開発機構の推計によると 2034 年から 2036 年には国内において年間 17 万から 28 万トンの使用済みパネルが発生すると予測されている。当社では前述の通り、「リパワリング」の実践により設備の部分的な入替等による発電所の長期安定運営を進めているが、どうしても廃棄が必要な部材も発生する。この点において、現状において適切に処理が可能なりサイクルインフラは限られていること、および処理コストについても運搬コスト等も含め高くなる傾向にある。
- ・ 一般社団法人太陽光発電協会が制定したガイドラインを順守するとともに、取引先には廃棄に掛かるコストの積み立てを指導する他、適切な処理業者との連携を行うことで、効率的かつ適切な処理を推進している。また太陽光発電所の解体時には、再利用可能なパネルや部材等は回収のうえ整備を施し、可能な限り再利用を提案、実行することでサーキュラーエコノミーも積極的に実践している。

<再生可能エネルギーの自社利用>

- ・ 当社では太陽光発電システムの設計、施工管理、自社発電所の所有を行うだけでなく、本社社屋ではカーポート型太陽光発電システムと蓄電池の導入を行っており発電した再生可能エネルギーの自社利用も積極的に行っている。蓄電池については 18 K w と 13.5 K w の 2 台導入により日照時間終了後も電力を賄うことが出来ている。これにより当社では 24 時間 100%再生可能エネルギーによる電力供給を実現している。



導入しているカーポート型太陽光パネル



2 台の蓄電池：当社提供写真より

＜O & M事業（オペレーション&メンテナンス）の拡大＞

- ・当社では、太陽光発電設備は設置して終了ではなく、効率的な発電による再生可能エネルギーの継続的かつ安定的な創出が重要であると認識している。その為には、太陽光発電設備の定期的なメンテナンスも欠かせない要素と言える。遠隔管理システムによる監視に加え、発電所内の除草作業等も含めたメンテナンス業務を実施しているが、メンテナンスは任意であり、太陽光発電設備のオーナーの意向次第となっている。当社では、効率的な発電を最優先に捉え、メンテナンス業務の受注を積極的に提案し、O & M事業の拡大を図る方針である。

＜メンテナンスの現在状況＞

	2024年3月期
売上高全体に占めるメンテナンス売上の割合	3.58%
現在当社が管理を行う発電所の発電容量	15MW

＜地域におけるカーボンニュートラルの実現＞

- ・カーボンニュートラルは、企業規模に関わらず企業が持続可能な経営を行っていくうえでの共通課題といえる。しかしながら、大企業と当社が取引先とする企業を比較すると情報の入手において企業規模に応じた格差が出てしまうのが一般的である。当社ではこのような格差を無くし、多くの企業がカーボンニュートラルに取り組むことが出来る環境作りにも取り組んでいる。例えば情報として太陽光発電設備の具体的かつ分かりやすい案内が実施出来るように設備や機器の特徴についての社内研修等を実施して社員の提案力を高め、単純な太陽光発電設備の導入提案のみならず、取引先のカーボンニュートラルに係る取組の推進に繋がる情報提供を積極的に実施している。企業のニーズに沿った設備の提案を行うことで、地域の中小企業の繁栄に貢献している。

2-2 社会面での活動

＜災害発生時における地域への電力供給＞

- ・当社では数多くの太陽光発電所を自社保有し、再生可能エネルギーの創出を実施している。自然災害等が発生し、電力供給網の混乱などで、電力不足が発生した際には、当社発電所で創出している電力を発電所近隣の地域に対して供給する方針を打ち出し、すでに地域自治会に意向を伝えるなど協力関係を構築している。なお当社では災害時における自社マニュアルを制定しており、当該事項についても記載されている。

＜ワークライフバランスの充実＞

- ・当社における社員の時間外勤務は、繁忙期においても月 30 時間以内を徹底している。また 30 時間については、みなし残業として手当を支給している。
- ・時間外勤務の削減に併せて休日についても完全に休みとすることが徹底されており、土日祝日は完全に休みという体制を構築している。そのため年間休日は 120 日以上の取得を全社員が達成することが出来ており継続していく方針である。同様に有給休暇取得についても社内において柔軟な取得が推奨されており年間休日に加え、年間 5 日以上の取得も全員が達成するなど法令遵守もなされている。更なる有給休暇取得の促進に向け、家族のための休み「ファミリー休暇」などの有給休暇制度の制定を導入予定である。
- ・また安心して業務に臨んでもらうため年 1 回の健康診断の受診を徹底しており、受診率は 100% を維持している。併せて各種健康診断に関するオプション費用等も当社で負担している。

＜労災事故防止への取り組み＞

- ・当社では太陽光発電設備のシステム設計から施工管理までを手掛けることより、現場での作業等も発生するが、労災事故防止については業務委託先まで含め徹底を行っている。
- ・現場では作業上の安全面の確認や配線等における誤作業の防止などを徹底する目的から、作業前に必ずミーティングを開催する等、基本的な事項であるが当社独自ルールとして運用している。
- ・これらの成果として、当社においては現在までに労災事故は発生していない。

＜社員の育成について＞

- ・当社では社員が太陽光発電設備のシステム設計から施工管理まで高い技術とノウハウを持ち合わせることを目指し、社員教育には積極的に投資を行っている。結果として社員が自発的に資格取得に取り組むなど、資格取得に対して積極的な風土が醸成されている。
- ・当社では社員 6 名が各々下記資格を有しているが、その資格取得に関しては試験費用や教材費な

ど諸経費を全額会社で負担している。

- ・また下記資格以外においても、業務に関連する資格であれば、その取得を後押しする体制が整っており、社員のやる気に加え、能力を最大限に活かせる取り組みを行っている。
- ・また資格取得後においては資格内容が給与に反映される体制が構築されており、意欲の醸成にも繋がっている。
- ・社員の平均年齢は 32～33 歳と若い山梨県内における太陽光発電システムの施工実績は豊富であり、若手社員には経験豊富な熟練社員からの OJT などを通じてスキルアップを行っている。

<有資格者一覧>

第二種電気工事士	3名	大型自動車第一種運転免許、	1名
PVマスター技術者（太陽光発電協会）	1名	牽引自動車第二種運転免許	1名
車両系建設機械運転技能講習	1名	フォークリフト運転技能講習	3名
太陽光発電設備保全技術者	2名	床上操作式クレーン免許	1名

2-3 社会面、経済面での活動

<社員の独立を目指す経営方針について>

- ・太陽光発電を通じた経営ノウハウを学びたいという社員に対しては、原価での装置販売を行っている。現時点において全社員が個人で太陽光発電所を複数所有している。
- ・太陽光発電所を社員自らが所有することのメリットは 2 点あると考えており、1 点目は太陽光発電所に対する理解を深められる点にある。当社では太陽光発電設備のシステム設計を行うことで、システムにおける理解はあるものの、実際に所有することで季節毎に異なる売電収入の状況や、経年による発電効率の悪化などに運用に対する理解を深めることに加え、取引先に対し実体験をもとにした提案が出来る点にメリットがある。
- ・2 点目として、給与収入以外に売電収入として安定した収入確保ができ、社員の資産形成に繋げることが出来る。社員が病気やケガ等で勤務が出来ないような状況となった場合においても、収入を補完することも可能となる。
- ・発電所の所有にあたっては、当社の補助としてパネルやパワコン等の設備について、全て原価で提供を行うこととしており、社員の知識醸成や資産形成への対応を行っている。
- ・また社員一人ひとりが発電所のオーナー（事業主）となることで、安定的な売電収入をもとに当社を独立し、同業者として、当社と共に太陽光発電設備の普及に取り組んでもらうことを、当社の方針として掲げている。

＜社員の採用方針について＞

- ・当社では引き続き、太陽光発電設備の設置拡大を展望するなか、事業拡大と共に社員の採用活動についても積極的に実施する方針を打ち出している。
- ・当社が本社を構える山梨県で安心して生活ができ、且つ事業がカーボンニュートラルに貢献するなど、国の指針にも合致することをしっかりとPRすることで、やる気のある若者を積極的に採用していく方針である。
- ・当社は採用活動を積極的に展開することは地域の雇用を生み出す社会貢献活動として捉えており、具体的には2030年までに5名の採用を計画している。

＜カーボンニュートラルの実現に向けたインフラ整備＞

- ・当社では山梨県における太陽光発電システムの普及促進のため、設計から施工までの一貫体制の強みを生かした効率的なシステムの提案を行っている。カーボンニュートラルに対する認知度が高まる状況下において、山梨県内の太陽光発電システムのリーディングカンパニーと自負する中で活動を実施している。
- ・当社では事業用から一般家庭用まで多様な太陽光発電設備を取り扱っている。特に一般家庭用の設計・設置については単純にパネル容量だけを求められる場合が多いが、当社では太陽光発電設備のメリットやデメリットを詳細に説明することで、導入による社会貢献についても提案を行っている。
- ・また再生可能エネルギーの普及推進のため手頃な価格で提供を行えるよう、常に設備メーカーの最新情報などを入手することで効率的な機器の提案を実践しているほか、国や地方公共団体等が実施する各種補助金や助成金制度の情報を提供している。また、一般家庭に対して再生可能エネルギーに係る設備を手ごろな価格で提供できるように、補助金などの申請手続きのサポートを行うなど適切で安全かつ手頃な価格の住宅へのアクセスに貢献している。

＜業界平均を超える賃金水準の確保＞

- ・厚生労働省による令和5年賃金構造基本統計調査による電気工事士の平均年収は551万円でありこれは日本全体の平均年収に近い水準となっているが、当社における社員の平均年収はこれを上回る水準となっている。賃金水準は社員のモチベーションにも繋がることより、当社では業績に応じて積極的に賃金の上昇にも取り組んでいくことに取り組む方針である。

3. 包括的分析

3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

- ・ UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて電気設備工事業に関するインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「エネルギー」、「住居」、「コネクティビティ」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」が抽出され、ネガティブ・インパクトとして、「現代奴隷」、「自然災害」、「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」、「気候の安定性」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」が抽出された。

3-2 個別要因を加味したインパクトエリア／トピックの特定

- ・ 当社の個別要因を加味して、インパクトエリア／トピックを特定した。その結果、ポジティブ・インパクトのうち、社員への資格取得を奨励していることから「教育」、太陽光発電システムを中心とした再生可能エネルギー創出の普及、推進を行っていることから「気候の安定性」、太陽光リパワリング事業への取り組みから「資源強度」、「廃棄物」を追加し、当社は情報通信に関連する事業を行っていないことから「コネクティビティ」を削除した。また、ネガティブ・インパクトのうち、当社は強制労働を行っていないことから「現代奴隷」、業界における賃金水準と比較しても高い賃金水準であることから「賃金」、福利厚生の一環として、太陽光発電を通じた経営のノウハウを学びたいという社員に対しては、原価での装置販売を行うなど資産形成にも繋がる取り組みを実施していることから「社会的保護」、現時点において障がい者や外国人労働者はいないが、人権侵害においても配慮がなされていることから「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」、法令を順守した適切なリサイクルや処理が実施されていることから「資源強度」、「廃棄物」を削除した。

【特定されたインパクトエリア／トピック】

		UNEP FIのインパクト分析 ツールにより抽出されたイン パクトエリア／トピック 【電気工事業】		個別要因を加味し特定 されたインパクトエリア ／トピック	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
人格と人の安全保障	紛争	○	○	○	○
	現代奴隷	○	●	○	○
	児童労働	○	○	○	○
	データプライバシー	○	○	○	○
	自然災害	○	●	○	●
健康および安全性	—	○	●	○	●
資源とサービスの入手可 能性、アクセス可能性、手 ごろさ、品質	水	○	○	○	○
	食料	○	○	○	○
	エネルギー	●	○	●	○
	住居	●	○	●	○
	健康と衛生	○	○	○	○
	教育	○	○	●	○
	移動手段	○	○	○	○
	情報	○	○	○	○
	コネクティビティ	●	○	○	○
	文化と伝統	○	○	○	○
ファイナンス	○	○	○	○	
生計	雇用	●	○	●	○
	賃金	●	●	●	○
	社会的保護	○	●	○	○
平等と正義	ジェンダー平等	○	○	○	○
	民族・人種平等	○	●	○	○
	年齢差別	○	○	○	○
	その他の社会的弱者	○	●	○	○
強固な制度・平和・安定	法の支配	○	○	○	○
	市民的自由	○	○	○	○
健全な経済	セクターの多様性	○	○	○	○
	零細・中小企業の繁栄	●	○	●	○
インフラ	—	●	○	●	○
経済収束	—	○	○	○	○
気候の安定性	—	○	●	●	●
生物多様性と生態系	水域	○	○	○	○
	大気	○	○	○	○
	土壌	○	●	○	●
	生物種	○	●	○	●
	生息地	○	●	○	●
サーキュラリティ	資源強度	○	●	●	○
	廃棄物	○	●	●	○

3-3 特定されたインパクトエリア／トピックとサステナビリティ活動の関連性

環境面

インパクトエリア／トピック	ポジティブ・インパクトの増大	ネガティブ・インパクトの減少	主な取組内容
気候の安定性	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの導入提案と設置事業の拡大 ・再生可能エネルギーの自社利用
土壌		●	<ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」の順守
生物種		●	
生息地		●	
資源強度	●		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電所リパワリング事業
廃棄物	●		

社会面

インパクトエリア ／トピック	ポジティブ・ インパクトの増大	ネガティブ・ インパクトの減少	主な取組内容
自然災害		●	・「山梨県太陽光発電設備の適 正な設置及び維持管理に関す る条例」の順守
健康および安全性		●	・定期健康診断の受診推進 ・ワークライフバランス充実 への取り組み
エネルギー	●		・カーボンニュートラル社会実 現に向けた貢献
住居	●		・省エネ住宅へのアクセスの向 上
教育	●		・各種資格取得の奨励
雇用	●		・社員の積極的採用
賃金	●		・業界平均を超える賃金水準の 確保

経済面



インパクトエリア／トピック	ポジティブ・インパクトの増大	ネガティブ・インパクトの減少	主な取組内容
零細・中小企業の 繁栄	●		・地域中小企業のカーボンニュートラルに係る取組の支援
インフラ	●		・太陽光発電システムの普及推進

3-4 インパクトエリア／トピックの特定方法


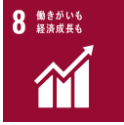
- ・ UNEP FI のインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、当社のサステナビリティに関する活動を当社の HP、提供資料、ヒアリング等から網羅的に分析するとともに、当社を取り巻く外部環境や地域特性等を勘案し、当社が社会・環境・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして当社の活動が、対象とするエリアにおける環境・社会・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動をインパクトエリア／トピックとして特定した。

4. KPI の設定



4-1 環境面

インパクトエリア ／トピック	資源強度	ポジティブ・インパクトの増大
	廃棄物	
テーマ	・サーキュラー型エコノミーの促進	
取組内容	・太陽光リパワリング事業の拡大	
SDGs との関連性	<p>11.6 2030 年までに、大気、水、土壌、海洋の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> </div>	
KPI (指標と目標)	・2030 年度までに当社が管理する太陽光発電所の発電容量を現在の 15MW から 30MW まで拡大させる。	

4-2 社会面

インパクトエリア ／トピック	雇用	ポジティブ・インパクトの増大
	健康および安全性	ネガティブ・インパクトの減少
テーマ	・ワークライフバランスの充実	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年間休日 120 日以上の社員全員達成 ・新規特別休暇制度の創設による休暇取得推進 ・採用活動の積極的な展開 	
SDGs との関連性	<p>4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育を みんなに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>8 働きがいも 経済成長も</p> </div> </div>	
KPI（指標と目標）	<ul style="list-style-type: none"> ・2030 年度まで年間休日 120 日以上取得 100%の維持、また 2027 年度までに新たな休暇制度の創設 ・2030 年度までに 5 名の新規採用の実施 	

4 - 3 経済面

インパクトエリア /トピック	零細・中小企業の繁栄 インフラ 気候の安定性	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	・太陽光発電システムの普及促進	
取組内容	・積極的な導入提案と設置事業の拡大	
SDGs との関連性	7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点をおいた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱な（レジリエント）なインフラを開発する。 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	 	
KPI（指標と目標）	・2030年度までに当社がシステム設計し施工を行う太陽光発電所の発電容量を現在の30MWから50MWまで拡大させる。	

4-4 インパクトと特定しているものの KPI を設定しないもの

ネガティブ・インパクト

特定しないインパクト	特定しない理由
自然災害	当社では多くの太陽光発電所を自社保有し再生可能エネルギーの創出を行っているが、自然災害等が発生し、電力供給網の混乱などで、電力不足が発生した際には、当社発電所で創出している電力を発電所近隣の地域に対して供給する方針を打ち出している。災害対策における自社マニュアルを制定しており、連携の記載があるほか、地域自治会には意向を伝えるなど協力関係も構築されており十分な取り組みがなされているため
気候の安定性	当社では本社社屋にカーポート型太陽光発電システムと蓄電池の導入を行っており、24 時間 100%再生可能エネルギーによる電力供給を実現していること、また営業車両は全てハイブリット自動車への切り替えが出来ているなど十分な取り組みがなされているため
土壌	当社では山梨県が制定した「山梨県太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」を順守しているほか、当社独自ルールとして、全ての太陽光発電設備について斜面に設置しないことを定めるなど、環境や景観に関する問題に対して徹底的な対応を行っており十分な取り組みがなされているため
生物種	
生息地	

5. 地域経済に与える波及効果の測定

- ・当社が提供する太陽光発電システムは、カーボンニュートラル化が進む現在において、再生可能エネルギー創出の主要設備として様々な企業のニーズに応えるインフラを提供する有意義なサービスであり、その結果、地域経済に与える波及効果が期待できると当行は捉えている。
- ・また、当社は再生可能エネルギーの力を中心としたエネルギー創出企業として、事業で培った知識と最新の技術を合わせることで再生可能エネルギーの創出だけでなく、発電効率の向上にも取り組んでおり、既存設備を活用し最大限のパフォーマンスを発揮させる提案を行うなど、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めている。これは地域にある資産を有効に活用したいという当社の価値観の表れであると評価でき、当社のさらなる事業拡大は再生可能エネルギーを軸として、地域経済の発展にも大きく貢献できると捉えている。

6. マネジメント体制

- ・当社では本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役 相川玲央奈ステファン氏が中心となって、社内制度や計画、日々の業務、諸活動等を棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトレーダーや SDGs との関連性、KPI の設定について検討を重ねた。本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、代表取締役 相川玲央奈ステファン氏が責任者として陣頭指揮を執り、現状や将来的な方向性、設定した KPI の背景などについて、朝礼や定例会の機会を利用して全社員との共有を図り、KPI 達成に向けて全員が一丸となって実行していく。

責任者	代表取締役 相川 玲央奈ステファン
-----	-------------------

7. モニタリングの頻度と方法

- ・本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、山梨中央銀行と当社担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。
- ・山梨中央銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは山梨中央銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。
- ・モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、山梨中央銀行と当社が協議の上、再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、山梨中央銀行が株式会社Mr. Dream（以下、当社）から依頼を受けて実施したものです。
2. 山梨中央銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する当社から供与された情報と、山梨中央銀行が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的な考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者および本件問合せ先>

株式会社山梨中央銀行
コンサルティング営業部
コンサルティング営業室
(担当：米山 真史)

第三者意見書

2024年11月26日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社 Mr.Dream に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社山梨中央銀行

評価者：株式会社山梨中央銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、山梨中央銀行が株式会社 Mr.Dream (「Mr.Dream」) に対して実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス (PIF) について、山梨中央銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱 (環境・社会・経済) に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ (PIF イニシアティブ) を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。山梨中央銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、山梨中央銀行にそれを提示している。山梨中央銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC (国際金融公社) または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目

- 的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

山梨中央銀行は、本ファイナンスを通じ、Mr.Dream の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、Mr.Dream がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2 フレームワーク

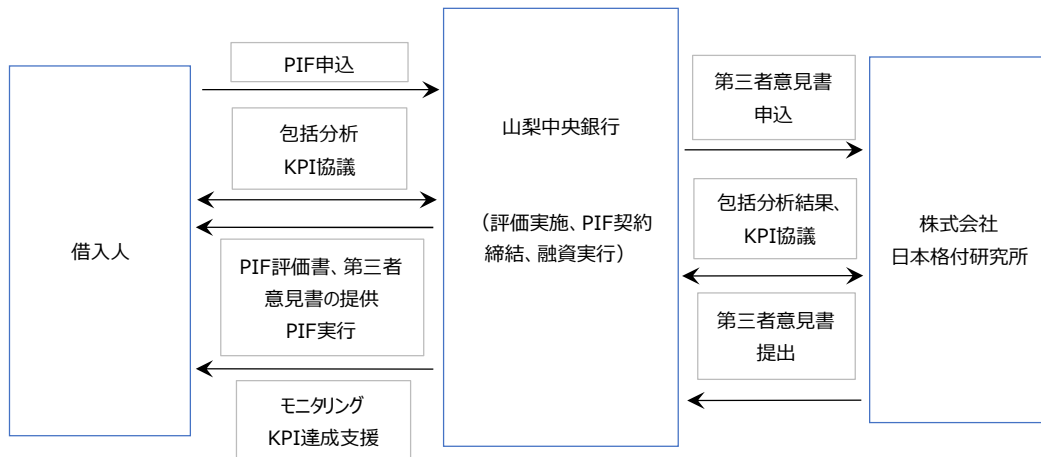
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、山梨中央銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 山梨中央銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：山梨中央銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、山梨中央銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、山梨中央銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て山梨中央銀行が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、山梨中央銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である Mr.Dream から貸付人である山梨中央銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

間場 紗壽

間場 紗壽



JCR Sustainable

PIF for SMEs

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル